

8 ごみゼロおおいた作戦県民会議 「環境施策への意見」

環境施策への意見

平成15年11月4日

ごみゼロおおいた作戦県民会議

自然保護部会

1 自然保護と自然とのふれあいの推進について

現代社会では、経済性や効率性を優先し自然環境への配慮を怠り自然の復元力や浄化力を超えて生活の利便性や快適性を求めてきた。その結果、身近な自然が減少し、多くの野生動植物は生息・生育の場を失いつつある。

このような状況を改善し、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するためには、「感動は自然から」を合い言葉に、子どもたちをはじめ全ての人々の自然を愛する豊かな心を育むとともに、野生動植物との共生を推進する必要がある。

については、自然を守る意識の高揚を図るため、指導者を養成し、自然系環境教育を推進することを提案する。

さらに、希少野生動植物保護条例を制定し、希少野生動植物保護対策を推進することを提案する。

また、私たち自然保護部会としても、自然体験活動等自然とのふれあいを楽しむ機会を設けて、県民に自然保護の大切さを訴えていきたい。

2 自然景観等の維持対策について

大分県は、気候は温暖で、海を望み、山が重なり、変化に富んだ自然に恵まれて、多様で豊かな自然景観を醸し出している。

しかしながら、地形的に人の生活圏が狭く、あるいは自然災害の多い県土では、早くから海岸線や河川は人工化し、自然の風景地の荒廃が見られるようになってきた。

優れた自然景観は適切な管理のもとに保護されるべきであり、開発は美しい景観や生態系の保全への配慮の基に、慎重に進めなければならない。

については、大分県の健全で豊かな自然景観を守り、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくため、例えば自然公園や里山の優れた風景地等の保護及び再生を推進することを提案する。

さらに、沿道において景観を阻害する工作物等（看板類等含む。）の規制を強化し、沿道景観保全及び環境美化を推進することを提案する。

また、私たち自然保護部会としても、自然環境を生かした景観づくりに積極的に取り組んでいく。

3 環境美化条例の制定、実施について

東京都千代田区が全国で初めて罰則付きで歩行喫煙を禁止する条例を施行したことが話題となり、同様の条例を制定する県や市町村が相次

いでいる。また、千代田区の秋葉原では、たばこの吸い殻のポイ捨てが減っているとの報道もなされている。

一方、大分県の状況を見ると、たばこの吸い殻をはじめ、ジュースやビールの空き缶、ペットボトル、ビニール袋、紙くずなどが至る所に散乱し、自然景観や都市景観を著しく損ねている。

については、全国に誇れる自然環境に配慮した美しく快適な大分県とするために、県・市町村・県民・事業所がこうしたごみの散乱を防止するためのそれぞれの責務や、ごみのポイ捨てそのものを禁止することを規定した条例制定を提案する。

また、ごみのポイ捨て、散乱の防止については、地域における取組が重要であるため、各市町村においても実効性のある対策をすすめるよう指導していただきたい。

観光部会

1 「ごみゼロおおいたキャンペーン」について

まちが美しくなるということは、観光にとって大変重要なことであり、県民総参加によるごみゼロおおいた作戦の取り組みは、誠に意義深いものがある。美しい大分県の自然と快適な環境を守ることは、美しい大分県観光の魅力となり、新しい価値を生み育てる活力の源泉ともなるものである。

今回“ごみゼロおおいた作戦”の実施を契機に、大分県民一人ひとりが環境問題を再認識し、それぞれの役割に応じた積極的な取り組みを進めるよう、各部会で決定されたスローガンのもと、ポスターや各種広報媒体を活用したPRを行い、全国に対して美しい大分県のイメージを発信すると同時に県民の意識啓発に努め、県民一斉美化行動デーなどの県民運動を推進することを提案する。

特に、観光地においては、“おもてなしの心”をもって、観光客の快適・利便性の向上に配慮し、ゴミのない美しい観光地にお迎えできるよう、県内の宿泊施設・観光施設の協力による周辺清掃や、観光地のトイレ・ゴミ箱の整備への取り組みを提案する。

また今後は、観光客も含めたすべての人がごみを持ち帰る運動も視野に入れ、県美化条例を早急に制定するとともに、観光地で最も大量にごみが発生する土、日、祝日のごみ収集を実施することをはじめ、ごみ回収の体制づくりについても検討していただきたい。

2 「花と緑いっぱい運動」について

毎年全国各地持ち回りで開催されている全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚、緑化に関する知識、技術の普及等を図るとともに、人々の交流による新たな文化発信を目的として昭和58年から開催されているイベントである。

今年は大分県で4月28日から6月29日にかけて開催され、「癒し」「参加・交流」「文化・創造」「環境」をキーワードに花・緑・香りに関する様々なイベントが展開されたところである。

また、平成20年には第63回国民体育大会が大分で開催されることになっており、ホスピタリティあふれる緑のまちおおいたに多くの方をお迎えして、心に残るイベントを開催するための準備が進められている。

近年のガーデニングブームにもみられるように、花や緑に癒しを求める人は増加している。花や緑は私たちをやさしく包み込み、安らぎを与えて癒してくれる。また、花と緑があふれる美しい環境に身を置いた時、私達はその美しさをいつまでも保ち続けたいと思う。

については、花と緑による環境美化と汚さない・汚れないまちづくりのため、教育現場・地域・家庭にも広く協力を呼びかけ、「花」と「緑」で「地域づくり」を進める運動への継続的な取り組みを提案する。

いう「循環型経済」社会である。

「資源循環型」の社会を実現していくために、従来の施策の中心であった廃棄物のリサイクル（再利用＝再生資源に戻す）に加え、リデュース（廃棄物の発生抑制＝ごみの量を減らす）、リユース（再使用＝繰り返し使う）がより重要で、しかも必要な取組として求められるようになっている。

こうした取組の推進のためには、従来の、市町村等に対する各種情報提供事業や、県民や事業者に対する「マイバッグ・キャンペーン」等の啓発事業及び「市民活動支援・育成」等の民間活力の活用を図る事業等の一層の工夫が必要である。また、市町村・企業・県民に対しても、これまで以上の理解と協力を求め、それぞれの適切な役割分担を考慮した取組も求められる。

2 一般廃棄物（家庭系・事業系）の適正処理について

一般廃棄物（家庭系、事業系）は、市町村に処理責任がある。この一般廃棄物の減量、リサイクルを効果的に促進するためには、県民、事業者、処理業者、市町村、県の一体となった取組が必要である。

一般廃棄物の減量化については、分別収集を徹底し、リサイクルを推進することが有効であるので、県民運動の中核となることが期待されている「ごみゼロおおいた推進隊（今年度募集）」の提言をも踏まえて、デポジットシステムの活用、ごみ（特に生ごみ）の分別収集促進及びごみの種別に応じたリサイクルの仕組みづくりなどが必要である。

また、一般廃棄物（事業系）については、市町村等のごみ処理施設に搬入される割合が一般廃棄物全体の約4割と大きな比重を占めており、その減量化は重要な課題である。

収集・運搬の形態、分別収集の状況、適正処理困難物の受入状況などを調査のうえ、市町村等が適正処理を行えるような方向性、方策を示して、市町村等が行う事業系一般廃棄物の減量化等を支援することが必要である。

3 産業廃棄物の適正処理について

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理することが原則である。産業廃棄物が排出された時点での各種の産業廃棄物を混合せず、産業廃棄物の種類ごとに分別・保管することが基本的な考え方であり、これが産業廃棄物の資源化・再生利用技術の第一歩であるといえる。このため、排出事業者に対して、排出時点において更なる産業廃棄物の分別を推進させるような対策が必要である。

また、平成13年度に行った産業廃棄物実態

ごみ減量・リサイクル部会

1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進について

今日、私たちは深刻な環境問題に直面している。それは、私たちの社会の中に大量に増やしてしまった廃棄物の問題である。この問題は、ニュース等で表面化したものに限らず私たちの身边に起こり、私たちの生活にも大きな影響を与えていている。

これまで、利便性を求め、たくさんのモノを消費し、使い捨てにしてきた私たちの日常生活やごく普通の事業活動が、たくさんの廃棄物を生み出す大きな原因となっていることにこの問題の複雑さがある。今、私たちは、「使い捨て」というこれまでの行動様式を見直し、廃棄物を出さない社会づくりへの転換が求められているといえる。

「廃棄物を出さない社会」のイメージは、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に負荷の少ない「資源循環型」の社会であり、豊かな環境を守りつつ、資源をムダなく活用し、経済発展と雇用の拡大も実現していくと

調査では、再生利用量が排出量の47.5%となっている。県は、これを平成17年度には52%とすることを目標とし、再生利用の向上に努めている。しかし、産業廃棄物によっては再生利用技術の開発が遅れ、あるいは再生品の利用が進まないことなどから、この目標達成ができない恐れがある。このため、廃棄物の排出抑制、資源化・再生利用技術の開発支援が促進されるような施策を推進することが必要である。

不法投棄の問題については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制強化が国において数次にわたり行われ、不法投棄等の不適正処理に対する罰則も強化されてきた。しかし、県下には、まだ多くの不法投棄されている箇所が見受けられ、住民及び観光客の目に触れ、不快感を与えていた。これらの不法投棄等の一掃のため、不法投棄防止対策を充実・強化するとともに排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し廃棄物処理法を周知徹底させる対策を考えることが必要である。

大気・水環境部会

1 大気保全対策について

我が国の大気環境は、法律等の規制措置により、工場などの固定発生源については、一応の成果が現れているものの、人口の集中や自動車の急速な普及に伴う都市型の環境問題が顕著になってきている。

このような中、本県の大気環境については、全国に比べ、比較的良好な状況にあるが、自動車等の増加に伴う排出ガスや騒音により、必ずしも快適な環境とは言えない状況にある。

については、大分のきれいな空気と静かな生活環境を目指すため、自動車排出ガス対策、低公害車の普及促進など、総合的な交通環境対策を推進するとともに、アイドリングストップ、エコドライブの実施など、県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践できるような大気保全対策を取り組むことを提案する。

また、サーチライト等の照明の過剰な使用等により、夜空を見えにくくするといった不快感、野生動植物への悪影響、天体観測への障害等が指摘され、適切な対応を求める声が多くなっているので、光害対策に取り組むことを提案する。

2 生活排水対策について

本県の水質環境は、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例など、工場、事業場の排水規制の強化等により、全国に比べ比較的良好な状況にある。

しかし、生活排水対策については、全国や九州各県に比べ、生活排水処理施設の整備がまだ十分でない状況にあるため、半数近くの世帯が生活排水を処理せずに河川等に放流しており、一部の河川や海域で水質汚濁がみられる。

については、より快適な水環境を確保することを目標に生活排水対策の一層の推進を図るため、各種排水処理施設の整備の推進はもとより広く県民が実施できる家庭からの排水対策に取り組むことを提案する。

3 水循環社会の構築について

おいしい水、きれいな水を確保するため、水循環の観点から森林や農地の保全、河川の整備、水利用等の様々な分野を総合的に捉えた健全な水循環社会を構築することが必要である。

については、森林による水の恩恵を受けている流域の関係者が連携して、森林保全に取り組むとともに、水源涵養のための森林環境税の導入検討及び名水や水道水源地域の水環境保全が確保できるような施策に取り組むことを提案する。

4 環境保全に関する情報の提供

環境保全活動並びに環境保全に要する設備やハード面等に関する情報の収集、整備、提供を推進することを提案する。

5 市町村条例等の整備の推奨

ごみゼロおおいた推進のために必要な条例等を定めることを市町村に対して、推奨することを提案する。

環境教育部会

1 環境教育新法に基づく取組について

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の山積する環境問題を解決し、持続可能な社会を創っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体等が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要である。

国においては、このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、環境の保全のための意欲を増進し、環境教育を推進するための対策を示すとともに、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の責務を定めている。このうち地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた施策を推進するとともに、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものと

している。

については、今後、県内の各主体が環境の保全のための意欲を増進し、環境教育を推進するための指針となる大分県の方針を策定するなど新法に基づく具体的な取組を提案する。

2 各地域における環境教育について

環境教育は、環境や自然と人間のかかわりについて理解を深め、環境を大切にする心をはぐくむとともに、環境保全やよりよい環境を創造していくこうとする実践的な態度を育成することである。

そのため、各地域における環境教育では、同じ生活環境を共有する人が、地域社会の一員として自分の生活する地域環境について考え、環境保全活動を実践していくことが必要であり、職場、学校、地域、家庭等が一体となった取組が大切である。

については、環境教育・学習の実施に当たって、児童生徒が学校や地域の実態に応じた環境を体験することを重視し、発達段階に応じて、河川、空気、生物やごみ問題などを総合的な学習の時間や特別活動等で、児童生徒一人一人が自ら学び、自ら考え方を体験する環境教育・学習の推進を取り組むとともに、環境教育については、環境学習の基礎的・導入的施設としての県立青少年教育施設の活用、地域の学習素材や人材、ネットワーク等を有機的に結びつける公民館活動を促進することや地域グループ、NPO等との連携を通して、家庭や地域の中において、環境への負荷の少ないライフスタイルを家族全員及び職場・地域全体で実現する取組を提案する。

ための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための施策に協力しなければならないとされている。

また、本県においては本年9月に「大分県地球温暖化防止活動推進センター」に全国で初めてNPO法人を指定し、いよいよ地球温暖化対策への具体的な取組が始まったところである。

については、今後、大分県地球温暖化防止活動推進センターが、県と協働して

- (1) 家庭での取組の推進を図るため地球環境家族の育成
 - (2) 地球温暖化防止活動推進員の増員と活動の強化
 - (3) 市町村ごとに環境改善推進員を任命して活動してもらう
 - (4) より効果的な普及啓発活動の推進
- 等の事業を実施し、個人・地域レベルの足元からの取組を推進することが重要である。また、県の取組としては、地球温暖化対策をより実効性のあるものとするための指針となるべき県条例の制定、温室効果ガスのうち最も排出量の多い二酸化炭素の発生源のひとつである、自動車からの排出量を削減するため低公害車の普及を図るとともに、公共交通機関のより一層の利用促進を図り、健全な森林の整備を図ることなどにより、二酸化炭素の吸収促進のための施策等を実施することが必要である。

地球環境部会

1 地球温暖化対策について

世界規模の環境問題である温室効果ガスによる地球温暖化問題は、人間活動により自然界での健全な物質の循環が歪むことによって生じる環境問題である。われわれ県民は、国家間での京都議定書の批准を巡る動きに拘わらず、この地球温暖化対策に取り組まねばならない。

国においては平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、地球温暖化防止に向けた各般の対策を明示するとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を定めている。このうち、地方公共団体としては、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとすることになっている。また、事業者及び国民は、それぞれの立場で温室効果ガスの排出の抑制の

エネルギー部会

1 エコエネルギーの普及促進について

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の中で官民、使用者、供給者の役割が示され、国及び地方公共団体に対し、次のような方針が定められている。

- ・初期需要創設・拡大のため積極的に関係施設への利用を進める。

特に地方公共団体に対しては、次のような方針が定められている。

- ・体制整備を行いつつ、新エネルギー利用等の促進に努める。

さらに、本年10月に策定された「エネルギー基本計画」においても、改めて地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等について項目が示され、地方公共団体には、その区域の実情に応じた施策を策定・実施することとなっている。

については、本年4月から施行されている「大分県エコエネルギー導入促進条例」が画餅に帰すことのないよう、地域の自然や産業の特色

を生かしたエコエネルギー、とりわけ太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、クリーンエネルギー自動車、コーデネレーションの導入、普及、利活用に取組むことを提案する。

2 省エネルギー対策について

我が国で最初に省エネルギーの必要性が指摘された石油危機当時、それは、エネルギーコストの抑制、省資源の視点からのものであった。

しかし、1980年代後半以降、大気汚染・地球温暖化・酸性雨など地球環境問題の深刻化に伴い、新たな次元の問題として省エネルギーが強調されるようになり、持続的成長を続けながら環境保全を達成し、且つエネルギー需給バランスを崩さず、安定供給を確保するため、いわゆる「3E（経済、環境、エネルギー）」を踏まえて、省エネルギー対策を講じていくことが重要である。

そのためには、一人ひとりの県民が日常生活を地球環境と調和した、省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、県民総参加による省エネルギー対策に取り組むことが求められている。

国においては、省エネ法を改正するとともに、内閣府及び財団法人省エネルギーセンターが、省エネ期間を中心に省エネの取組みを事業所や家庭に呼びかけている。また、環境省も平成15年度に夏至の日の20時から22時の間に一斉に電気を消す「100万人キャンドルナイト」キャンペーンを実施し、東京タワーが消灯されたのは記憶に新しい。

県にあっては、平成16年度以降も引き続き諸般の呼びかけを継続するとともに、「エコおおいた推進事業所」の募集をはじめとする各事業所や家庭への取組みを強化するなど、省エネルギー対策に取り組んでいただきたい。

たる顕彰制度を検討されたい。

・環境技術の産学官プロジェクト創出について

環境技術は、国は平成13年に策定した第2期科学技術基本計画のなかで、国家・社会的課題に対応した研究開発の重点化の4つのうちの1つに、また県においても本年3月に策定した大分県科学技術振興指針でのなかで、重点研究開発4分野の1つに位置付けられている重要な技術分野である。

については、県には環境産業の創出・育成につながるリサイクル技術、環境保全技術等に関する産学官共同研究プロジェクトを創出し、企業と大学ならびに、産業科学技術センターなど県の試験研究機関が横断的に結集した取組を積極的に推進されたい。

2 エコタウン事業について（循環型地域社会の実現に向けて）

環境調和型のまちづくりを推進する、国の「エコタウン事業」は平成16年度が最終年度となっており、その後の継続も検討されているものの、現時点では、国のエコタウン承認の要件とされている、新規性・先駆性を満たすハード事業がないというのが本県の現状である。

しかし、エコタウンの承認を得た場合でも、国の支援措置としては、モデル事業的な基幹となるハード事業の施設整備への補助が主であり、既存の技術を活用した多面的な整備に対しての支援はほとんど見込めない。

本県には、重化学工業や、先端技術産業が集積しており、蓄積してきた技術を廃棄物の減量化・リサイクルに活かし、産業間の静脈流を形成してゼロエミッション化を実現する下地は十分にあるものと思われる。

エコタウン事業については、引き続き、国との折衝を続けるとともに、県としても県内の各地域から発生する廃棄物の状況について調査研究を行い、既存技術の活用も含め、廃棄物を有效地に活用して、ゼロエミッション化施設整備のために必要な施策を推進し、循環型社会の形成を目指すことを提案する。

環境技術部会

1 環境技術への挑戦について

・企業の環境活動の支援について

県内企業は、環境ISOの取得等の環境マネジメントの導入、排出量の抑制等の環境負荷の低減、環境レポートの発行や工場周辺での清掃活動等の環境コミュニケーションといった環境活動に積極的に取り組んでいる。県には、こうした企業の取り組みを専門家の派遣や融資・金融面から支援するとともに、特に環境活動に功績のあった企業等の顕彰制度を創設していただきたい。また、ごみゼロおおいた作戦全体にわ